

2026

3

～職場内で掲示・回覧願います～

協会けんぽ 福島通信

令和8年度 生活習慣病予防健診のご案内

令和8年度からさらに充実！

協会けんぽの健診はとってもおトク！

協会けんぽが
費用の7割を補助!!



生活習慣病予防健診

一般健診 対象者：35歳～74歳の方

自己負担

最高 5,500円

検査項目

- ・身体測定
- ・心電図検査
- ・胃部レントゲン検査
- ・血液検査
- ・血圧測定
- ・胸部レントゲン検査
- ・問診
- ・尿検査
- ・便潜血反応検査
- ・診察等

節目健診 対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方

自己負担

最高 8,280円

検査項目

- 上記の一般健診の検査項目に加え、
- ・尿沈渣顕微鏡検査
 - ・血液学的検査
 - ・生化学的検査
 - ・腹部超音波検査
 - ・眼底検査
 - ・肺機能検査

人間ドック健診

最高 25,000円補助

※人間ドック健診の料金は健診機関ごと異なり、設定されている料金から協会けんぽの補助額25,000円を差し引いた金額が自己負担額となります。

検査項目

- 上記の一般健診の検査項目に加え、10以上の検査項目が追加
- ・肥満度
 - ・心拍数
 - ・眼底、眼圧検査
 - ・腹部超音波検査
 - ・血液のより詳細な検査 等
- 健診当日に医師による結果説明や特定保健指導あり

※年度内にお一人様につき1回、生活習慣病予防健診または人間ドック健診のいずれかの費用補助をご利用いただけます。

35歳以上の被保険者さま向けのご案内

令和8年3月18日(水)に事業所さま宛てに『生活習慣病予防健診のご案内』を発送しております。

ご予約については、直接健診機関へお問い合わせください。

健診機関によっては、予約開始後すぐに予約枠がいっぱいになる場合がございます。



事業所ご担当者様必見！

生活習慣病予防健診の予約に「情報提供サービス」を利用しませんか？

事前に利用申請いただくことで、生活習慣病予防健診の受診対象者をインターネットで確認することができます。

※予約時に必要な、記号・番号をご確認いただけます。
新規雇用の従業員様の管理にも便利！

詳しくはこちら→



ご予約はお早めに！



被扶養者(40歳以上74歳以下)の特定健康診査

令和8年4月上旬に、被扶養者さま宛てに『特定健康診査受診券』をお送りいたします。

0円(無料)で受診できる健診機関も多くございます！

被扶養者の方にも、年に一度の健康チェックをお勧めください。



【問合せ】全国健康保険協会 福島支部
〒960-8546 福島市栄町6-6 福島セントランドビル8階
TEL：024-523-3915(代表)

令和8年4月(5月納付分)から 子ども・子育て支援金制度が始まります



詳しくは
子ども家庭庁
ホームページへ

子ども・子育て支援金とは、少子化・人口減少が危機的な状況にある中、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

子ども・子育て支援法において、医療保険者(協会けんぽ)は、支援納付金を納める義務を負うこととなりました。

令和8年4月分(5月納付分)から、健康保険料に上乗せして徴収し、協会けんぽから国へ納付します。

子ども・子育て支援金料率：0.23% (労使折半)

事業所様へお願い

給与明細書において、支援金額が健康保険料と区別して表記されるようご協力をお願いいたします。

退職後の健康保険について

退職後は、「協会けんぽの任意継続健康保険」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」のいずれかに加入する手続きが必要です。加入先によって、加入条件や保険料額等が異なりますので、比較・ご検討のうえ、お手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続健康保険	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住いの協会けんぽ都道府県支部	お住いの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	①退職日までに、被保険者期間が継続して2か月以上あること ②資格喪失(退職日の翌日)から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること(※1)	お住いの市区町村の国民健康保険担当課へお問い合わせください	・ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること ・ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍(ただし、保険料の上限(※2)があります。また、お住いの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県支部が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります。) 令和8年度からは、子ども・子育て支援金も上乗せして徴収されます。詳しくは都道府県ごとの保険料額表(QRコード)にてご確認ください。	お住いの市区町村の国民健康保険担当課へお問い合わせください	被扶養者は原則として保険料負担はありません

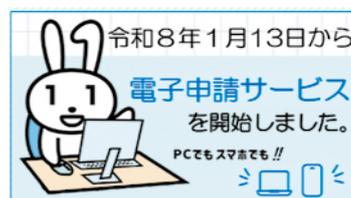
(※1) マイナ保険証を利用できない状況にある場合(マイナンバーカードを所持していない場合や、マイナ保険証の利用登録を行っていない場合等)は、資格確認書が必要となります。「資格確認書交付申請書」をあわせてご提出ください。

(※2) 令和8年度における任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は320,000円です。



申請書は
ホームページから
ダウンロード
可能です

任意継続のお手続きは
電子申請も可能です



電子申請は
こちら



保険料額表は
こちら

